



R2.4.1版

# 地域ふれあいサロンの手引き



～ サロンって？ ～

地域に住む方が歩いて行ける範囲の公民館や集会所等で、多様な世代の人がおしゃべりやレクリエーションなど有意義で楽しい時間を過ごし、地域のつながりを深めることを目的とした活動です。  
(第2次白山市地域福祉計画、第2次白山市地域福祉活動計画)

～ 効果は？ ～

サロンでは、おしゃべりや体操など、  
いろいろな活動を行っています。  
定期的に顔を合わせることで、参加者の  
「生きがい・健康づくり」「地域のつながりづくり」  
「孤立・閉じこもりの解消」「悩み・不安の軽減・解消」  
「見守り合う関係づくり」  
などいろいろな効果が期待されています。



白山市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ふくちゃん」

白山市社会福祉協議会

白 山 市

# 地域ふれあいサロンの運営について

## 1. 参加対象者

参加対象者は、各サロンで定める地域に居住する方々で、1サロンの参加者数は、地域の実情により、原則5名以上です。

## 2. 活動場所

活動場所は、地域の公民館、集会所等の公共的施設の他、地域住民がふれあい集える場所を使用することができます。

## 3. 活動内容等

時間：概ね1時間以上です。

内容：活動内容に決まりはなく、各サロンにおいて企画・決定します。

開催頻度：毎月の開催を目標とし、その間、年4回以上の開催を基本とします。

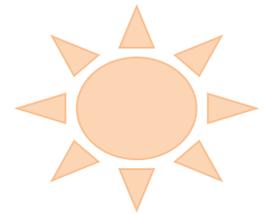
### \* 活動例 \*

健康づくり ・介護予防	趣味や創作活動	催し物	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・足腰ぴんぴん体操など高齢者も無理なくできる軽運動</li> <li>・県や市、市社協の出前講座を利用して「くらしのしくみ」など身近な話題での講座の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵手紙教室</li> <li>・習字教室</li> <li>・手芸教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ギターやオカリナ、大正琴などの楽器演奏会</li> <li>・民謡や歌謡曲による唄と踊りやマジックショー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お茶を飲みながらのおしゃべり会</li> <li>・飲み物を用意して、サロンの開設時間中なら好きな時間に来ることができる喫茶店形式</li> <li>・保育園や子供会との交流</li> </ul>

最近、この喫茶店形式が増えてきています！



# サロン活動の3つのポイント



## ポイント1：みんなが主役

サロンは、地域の方同士が出会い、交流し、地域のつながりづくりができる「みんなの居場所」です。「お世話係」「参加者」ということではなく、**みんなが主役**です。

参加者が「お客さん」とならないように、全員に役割をもってもらい、できることはお手伝いをしてもらうなどの工夫をしてみましょう。地域のみんなで作るのがサロンです。

## ポイント2：長く続ける（無理をしない）

「次のサロンは何をしたら良いんやろう」「一人の人に負担が集中してしんどい」等という悩みが聞かれます。

特定の人に負担がかからないように役割を分担する、サロンの回数や中身を相談しながら決めるなど、無理なく続けることが大切です。

**細くても長く続け、地域に根付くことが大切です。**

## ポイント3：自由な集いの場に

サロンは出入り自由なことが大切です。参加を強制することは、あまりよくありません。

「行きたい時に行ける居場所がある」ということで参加しやすくなります。

そのためにも、チラシを配布して声を掛けたり、回覧版や掲示板などで、町内の方に広く周知することが大切です。

「行きたくない」と言われた時は、「いつでも参加してね」という雰囲気を伝えましょう。時間ができた時や余裕ができた時に「行ってみよう」という思いを持ってもらうことも大切です。

サロンの進め方は一通りではありません。  
地域や参加者にあわせたやり方で進めましょう！  
サロンを始めた時のやり方にこだわるのではなく、  
進めながら自分たちに合ったやり方を探していきましょう！



**\*\* 白山市社会福祉協議会では、  
みなさんのサロン活動を応援しています \*\***

**1. 助成金の交付**

1回の開催につき5,000円、年額60,000円を上限に助成します。

**2. 立ち上げ準備費**

サロンを立ち上げる予定がある、または設立後1年以内のサロンに対し、最低限必要と考えられる備品の購入に対し、助成します。(例：座椅子、ポットなど)

(限度額30,000円) ※予算の範囲内にて決定します。

**3. 保険料の助成**

安心して活動していただけるよう「ふれあいサロン行事傷害補償(Aプラン)」の保険料(1人13円)を本会が負担しています。保険の詳細は、7ページをご覧ください。

**4. 備品の貸し出し**

- ・ コーヒーメーカー ・ 体操用ボール ・ ヨガマット
- ・ スマイルシャッフルボード ・ 車いす
- ・ プロジェクター ・ ポータブルマイク 等

**5. サロン連絡会の開催**

市内で活動しているサロンのお世話役の方との交流・情報交換の機会を設けています。(年1回)

**6. その他**

サロン運営等について随時、ご相談を受け付けています。



お気軽に  
ご相談ください!

**【問い合わせ先】**

社会福祉法人白山市社会福祉協議会  
白山市倉光八丁目16番地1  
TEL: 276-3151 FAX: 276-4535

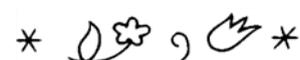
## 助成対象経費

\* 助成金の対象経費は、次のとおりです。

区 分		内 容
1	謝金等	講師、出演者等に支払う謝礼
2	賃借料	会場の使用料、車両の借上げ料等
3	消耗品費	消耗品
4	食糧費	お茶、お菓子
5	通信運搬費	切手代、ハガキ代
6	印刷製本費	関係資料、チラシ等の印刷代、コピー代
7	材料費	事業に係る材料代 ※主食を伴う食事や調理する場合の材料費を含む
8	備品購入費	備品
9	その他	区分1～7までの費用以外で、地域ふれあいサロンの運営に必要なと認めたもの

### \* 助成の対象とならないもの

調理を要しない会食費、アルコール飲料は、助成対象とはなりませんのでご  
注意ください。



# \*\*\* 助成申請の流れ \*\*\*



## 新規サロン

- ① 市社会福祉協議会の職員に相談
  - ・サロン運営について相談に応じます。
  - ・運営方法を検討（開催場所、頻度、時間、お世話係や参加者、内容、資金、町内会の理解）
- ↓
- ② 申請書を地区社会福祉協議会の会長へ提出
- ↓
- ③ 開設準備
  - ・周知（チラシを作成し、回覧、配布、声掛けなど）
- ↓
- ④ 請求書を市社会福祉協議会へ提出  
(助成金の交付)
- ↓
- ⑤ サロン開設
- ⑥ サロン事業の実施
- ↓
- ⑦ 地区社会福祉協議会へ活動報告書を提出  
(余剰金が生じた場合は、年度末に精算します。)

## 継続サロン

- ① 4月：地区社会福祉協議会に申請書を提出  
↓  
(地区社会福祉協議会は請求書を市社会福祉協議会に提出)
- ↓  
(5月下旬：助成金の交付)
- ↓
- ② サロン活動  
↓
- ③ 地区社会福祉協議会へ活動報告書を提出  
(余剰金が生じた場合は、年度末に精算します。)

町内会長など助成金をいただいたところにも同じくお礼の意味も込めて報告しましょう！







# 地域ふれあいサロンの保険について



## 1. 加入している保険

白山市社会福祉協議会では、みなさんが年度当初に提出した「サロン事業計画書」に基づき、「ふれあいサロン行事傷害補償」Aプランに加入しています。補償内容等は、下記のとおりです。

なお、開催場所に変更がある場合は、別紙の変更用紙にてお知らせください。（様式I-5）

### (1) ふれあいサロン行事傷害補償

補償内容		Aプラン	Bプラン	
補償金額	死亡保険金	210万円	530万円	
	後遺障害保険金	210万円 (限度額)	530万円 (限度額)	
	入院保険金日額	2,800円	4,700円	
	手術保険金	入院中の手術	28,000円	47,000円
		外来の手術	14,000円	23,500円
	通院保険金日額	1,600円	2,600円	
保険料	1名・1日あたり	13円	27円	

### (2) 保険金をお支払いする主な例

- ・サロン活動中、参加者が階段から落ちて骨折し、入院した。
- ・サロンに参加するため家を出て歩いて会場に行く途中、石につまずき転んでケガをし、通院した。
- ・サロン活動中に日射病になり病院に搬送され、入院した。
- ・サロンでお弁当が配布され、参加者が食中毒になり通院した。

など

## 2. その他

### (1) ボランティア行事用保険（任意）

宿泊を伴う場合などには、別途ボランティア行事傷害保険があります。任意での加入となりますのでサロンの実費負担となります。詳細は、お問い合わせください。





# 地域ふれあいサロンについて Q&A



**Q1.新しく立ち上げようと思っているサロンが、空き家で開催できないか考えているみたいなんだけど、対象になりますか？（実施場所について）**

A：サロンは、町内に1つの開設を目指していますが、公民館などの使用料が発生しない集会施設を使用することが適当と考えています。ただし、実施内容に応じて空き家等の施設についても対象とします。

**Q2.子供会と合同でラジオ体操を考えているんだけど、これってサロンとして認められますか？（開催時間・内容について）**

A：助成金の目的として、助成対象となるサロンの活動時間は、概ね1時間以上がふさわしいと考えています。子供会とラジオ体操をした後に、一緒に朝ごはんを食べたり、宿題を見る時間を作ってみてはいかがでしょうか？



**Q3.年に1、2回、参加者数が5名に満たない時があるんだけど、助成金を返さなきゃいけない？（参加者数について）**

A：会員及び参加者数は、原則5名以上としていますが、地域の実情により開催数や参加者数などに課題がある場合にはあらかじめ市社会福祉協議会にご相談ください。



**Q4.お弁当代や外出した時の昼食代は助成金の経費として認めてもらえないの？**

A：お弁当代や昼食代などは、助成対象経費にはなりません。個人で負担をしたり、他の助成金を活用して食事をしていただくことは差し支えありません。

また、お茶やお菓子は「食糧費」として、サロンの会員が調理する場合の材料費は「材料費」として、助成対象経費となっています。



**Q5.男性の参加者が少ないけど、どうしたら来てくれるようになるかな？**

A：男性の参加者が少ないという声はよく聞いたりします。例えば、男性が得意そうな草刈りや力仕事など役割をもってもらったり、男性の好きなことを聞いてみて企画してみてもいいでしょうか。（例：囲碁、将棋など）



Q6.サロンに入りたいと思っっているんだけど、仲の良い人たちでしている  
みたいで入りにくいんだけど…

A：サロンは、町内の方なら誰でも参加できます。直接、サロンの代表者の方にご相談するか、ご自身で相談しにくいようであれば、どのようなことで迷っていらっしゃるのか市社会福祉協議会までお気軽にご相談ください。

\* 1293 \* 

Q7.町内にサロンがないんだけどどうしたらいいの？

A：サロンの立ち上げにあたっては、市社会福祉協議会では随時、相談を受け付けております。お気軽にご相談ください。

\* 1293 \* 

Q8.住民以外の町からサロンの参加の希望があった時は？

A：サロンは、住民のふれあいを基本としていることから運営される方の判断でかまいません。

\* 1293 \* 

Q9.お店で会食会をしているみたいだけど、そんな活動もサロンとしても  
良いの？

A：サロンの活動内容は、自主運営です。どのような企画でも良いのですが、調理を要しない会食会の経費は、助成金の対象経費とはなりませんので、会食会等を行う場合は、会費徴収を行うなど、ご注意ください。

\* 1293 \* 

Q10.福祉バスを利用してのサロン活動は可能ですか？

A：福祉バスの運行については、単なる娯楽ではなく、閉じこもり予防や福祉活動等の利用が目的で、例えば、施設見学、外出によるリハビリ等に活用できます。

Q11.入館料や入場料は助成の対象となりますか？

A：サロン活動に合致している施設の入館料や入場料も対象になります。

Q12.助成金は、すべて使い切りですか？

\* 1293 \* 

A：5,000円/1回を上限としていることから、使い切ることをとってください。必要経費のみ計上してください。ただし、年度途中で活動を休止した場合や活動計画に変更が生じた場合は、中止の回数に応じて返金してください。

 \*  \* 

**Q13.サロンの開催は、月に1回以上開催しないとイケないの？**

A：必ずしも、月に1回以上開催する必要はありませんが、地域のつながりを深めるためにも、毎月の開催を目標とし、その間、年4回以上の開催を基本としてください。

**Q14.台風や感染症の拡大防止のため、急遽、サロン開催を中止した場合は、助成金は返金しなければならないの？**

A：サロンの助成金は、1回の開催につき5,000円、年額60,000円を上限に交付しています。12回以上開催している場合は、返金の必要はありません。返金については、事業助成金変更申請書により手続きを行います。詳細は、市社会福祉協議会にお問い合わせください。

